

平成10年2月26日衆議院予算委員会での高野政府委員答弁について
の政府統一見解

平成27年6月2日

内閣官房

外務省

防衛省

5月28日、29日及び6月1日、後藤委員から、平成10年2月26日の衆議院予算委員会において、岡田委員（当時）から「軍事的な波及というのは日本にはない」場合のガイドラインの適用について問われた高野政府委員（当時）が「そういう事態は周辺事態には該当しない」旨答弁したことに関し、政府の考えについて御質問があったところ、政府としての考えは以下のとおり。

- 1 御指摘の答弁は、平成9年9月に日米防衛協力のための指針（ガイドライン）が発表され、平成10年4月に周辺事態安全確保法が国会に提出される前のものである。
- 2 周辺事態に関する政府の考えは、その後の平成11年4月に出された政府統一見解（注）で示されたことに尽きている。
- 3 周辺事態安全確保法制定に至る過程では、「周辺事態」の概念について様々な議論がなされたが、御指摘の答弁を含め、それらは最終的には、この同政府統一見解に吸収されている。
- 4 周辺事態安全確保法にいう「周辺事態」の概念については、同政府統一見解の整理によって確定的なものとなり、それ以後、これまで一貫してきている。

（注）平成11年4月26日政府統一見解（「周辺事態について」）（抜粋）

1. 「周辺事態」とは、我が国周辺の地域における我が国の平和と安全に重要な影響を与える事態であり、「我が国の平和及び安全」の意味するところは、その性質上、軍事的な観点を始めとする種々の観点から見た概念である。（略）

（了）